

統計作成プロセス診断の実施状況

令和7年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 統計作成プロセス診断の概要

診断の趣旨・目的

- 統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動
- 統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクルの取組を一層促進

診断の実施方法等

○ 診断の対象

統計法第2条第5項に規定する統計調査※に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況

○ 実施体制

i) 品質管理の実務家、ii) 品質管理の研究者等の専門家、iii) 公的統計の実務経験者のうちから、総務省が任用する「統計監理官」により構成される診断チームによって実施。実施に際しては、各府省の統計品質管理官と連携

○ 実施時期

統計作成府省によるPDCAサイクル実施の段階を踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施（統計作成府省が点検・評価（＝C）を行い、結果の決定までの間に実施することが基本。各府省の点検・評価実施計画を踏まえて診断の実施計画を策定）

○ 実施方法

- ・ 統計作成府省によるPDCAサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、ヒアリング、意見交換などによる情報等に基づき、要求事項への適合状況を客観的に確認
- ・ 診断の際、積極的に評価できる、PDCAサイクルを通じた改善例など各府省に横展開すべき「好事例」を把握
- ・ 上記確認に基づき、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、助言等の内容を取りまとめ（総務省は、診断チームが取りまとめた助言等を統計作成府省に提供）
- ・ 統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」を行う

要求事項 = プロセス診断の基準

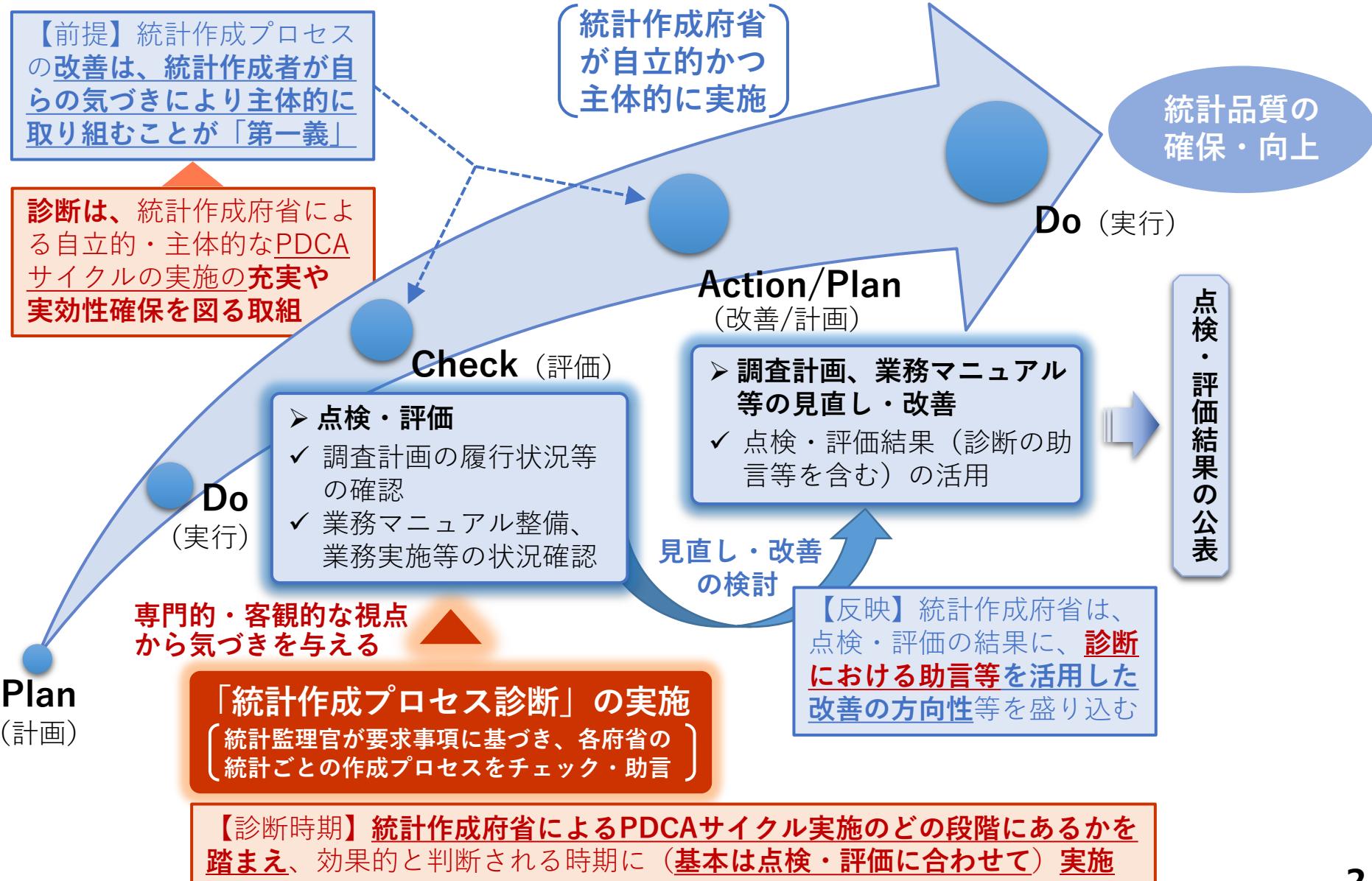
個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる（必須）、あるいは実施することが望ましい（推奨）事項を定めたもの

実施結果の活用

- 統計作成府省は、点検・評価結果に、診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、点検・評価結果を総務省に提出し、e-statに掲載、公表
- 総務省は、必要に応じて、点検評価の結果のe-stat掲載時や調査計画の承認時に、助言等への対応状況をフォローアップ。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を、適宜、府省横断的に横展開
- 総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告

(参考1) PDCAサイクル実施(各府省)と統計作成プロセス診断(総務省)の関係

個々の統計における 統計作成プロセスの水準の段階的向上（イメージ）



II 令和6年度の実績

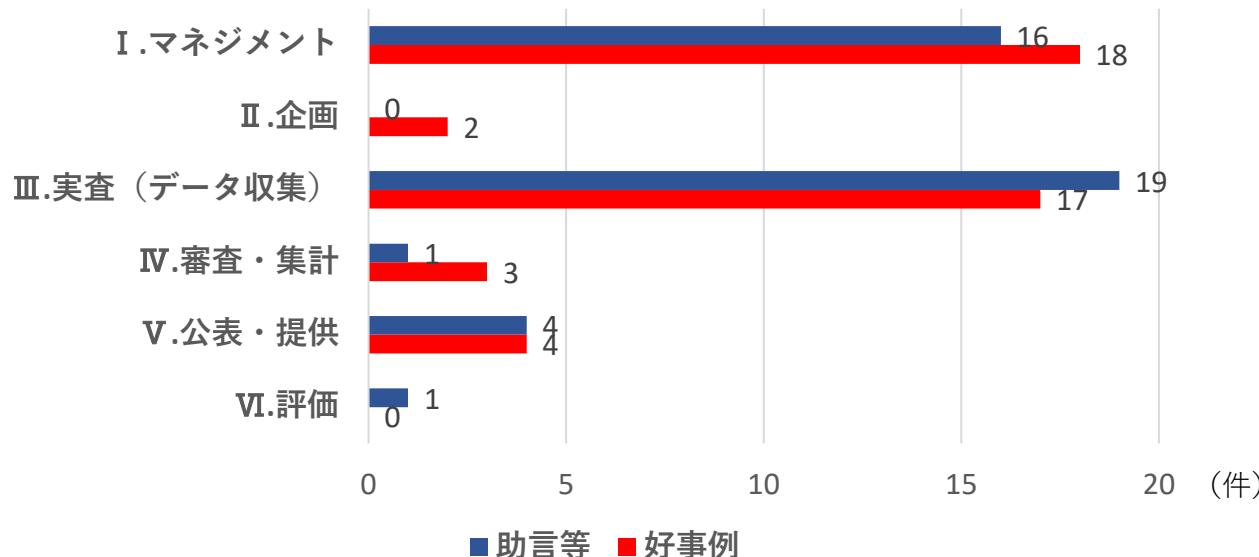
■ 対象調査：9基幹統計調査（7府省）

- 令和6年度は、初めて通年で診断を実施

■ 助言等・好事例の件数

- 令和6年度に行った助言等の数は41件、好事例の数は44件、合計85件
(同一の助言等・好事例を複数のプロセスに対して言及している場合は、それぞれに計上)
- プロセスごとに分類すると、助言等、好事例とも「I.マネジメント」、「III.実査(データ収集)」が多い

プロセス別助言等・好事例数（令和6年度）



II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（1 / 4）

<マネジメントの改善>

① 業務マニュアルの充実等

業務マニュアルは整備されているが、各プロセスの作業手順等の記載に留まっていた事例等について

- 各プロセスのマニュアルは充実しているが、**全体像が分かるような業務フロー図を作成しマニュアルに追加すること**を検討してはどうか。
- **標本設計の背景・考え方について**、有識者会議等における議論・検討等を経て整理された内容とともに記載されると、将来的なマニュアル変更等の際に確認・検証（当該整理内容と整合性がとれたものとなっているかどうか等）に役立つと考えられることから、**記載してはどうか**。
- **集計システムのプログラムの内容がブラックボックス化しないよう**、開発及び更新時に業務委託した際の**要件定義書等を業務マニュアルに位置付け**、それを把握・管理してはどうか。
- 管理職等がマネジメントを行うにあたって調査を理解・把握することが必須である。**人事異動等の際に新任の管理職等にもわかりやすいような業務フローの概略図等を整備し**、管理職等がマネジメントをしやすくしてはどうか。
- **関係者の理解増進の観点から**、調査現場に近い組織等に**業務フロー図を周知してはどうか**。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（2 / 4）

<マネジメントの改善（続き）>

② 地方出先機関等におけるノウハウの共有等

地方出先機関等が、調査対象の選定や調査票の配布、取集、督促、疑義照会等を担っている事例等について

- 回答率を高めるための各地方出先機関等の効果的な取組について把握・分析し、他の地方出先機関へも横展開が可能なものについては、横展開を検討してはどうか。
- 都道府県間で調査対象の選定に差がでてしまうと、結果にも影響する可能性がある。できるだけ多くの場（例：連絡会議など）において都道府県ごとの情報を共有し、大きな差異が生じないよう検討することを今後の課題としてはどうか。

③ コミュニケーションの円滑化

組織内において、普段から一体感の醸成を意図したコミュニケーションをとり相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる事例について

- コミュニケーションの円滑化は、全員の積極的参加及び相互の支援を促し、品質優先で風通しの良い組織風土の形成に資する。普段から取り組んでいるコミュニケーションを通した相談しやすい雰囲気づくりに加え、このような取組を例えば「ミッション」として明文化・共有することで、考え方を継承し、継続的に取り組むことが可能ではないか。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（3/4）

<審査・集計の改善>

④ 調査票の審査

調査票審査のプロセスにおいて、少しでも欠測値があった場合に、有効回答から除いている事例について

- 一部の情報が欠けていることで、調査票全体で有効回答にならないことが生じている現状は、調査で集めた情報を口述していることになる。
「一部が欠けている情報でも、使えるような情報は使う」といった手法について、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。

<公表・提供の改善>

⑤ 調査結果の公表

参考情報の公表を推奨する事例について

- 統計作成プロセスの観点※から、調査対象数だけでなく、有効回答数及び標本誤差についても内部で適切に把握・管理するとともに、透明性の観点から、これらの情報をホームページ等で公表することが望ましいと考える。なお、公表することについては、中長期的な視野で検討を進めてはどうか。

※PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（令和5年7月28日統計行政推進会議申合せ）における要求事項より抜粋
「統計作成府省は、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の参考情報のe-Statへの一元的な掲載に対応しなければならない。」

担当者向けの照会対応マニュアルが作成されているが、統計利用者がより利用しやすい公表を推奨する事例について

- 照会対応の手順やポイントを記載している内部向けマニュアルを統計利用者側に向けてのFAQ等として整理し、あらかじめ公表することで、統計利用者の利便性向上や照会対応の負担を軽減してはどうか。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（4 / 4）

<全体的な取組等>

⑥ その他の改善取組

- 「実査」から「公表・提供」までの手順を統計作成ガイドブックに基づき体系的に整理した業務マニュアルについて、「企画」、「評価」、「マネジメント」等についても一体に整理することで、**当該統計調査に係る業務全体をより把握しやすいマニュアル**にすることを検討してはどうか。これにより、評価及び次回調査への企画（Check→Act→Plan）も含めた、**より一層の品質管理活動を推進**することが可能となるのではないか。
- **委託業者と職員とのやりとりに用いる連絡表**は、多岐にわたる内容を検索できるよう整理・分類すること等を検討しているが、**情報を構造化**することで、委託業者とのやりとりをよりスムーズにすることや、事例の整理を通じてシステムや業務の改善の参考にすること等、**連絡表（既存の情報）の価値を引き出し、有効活用**することにつながる。引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（1/4）

<マネジメントの改善>

① 業務マニュアルの充実等

- 実査から公表・提供までを統括するマニュアルと、業務を遂行する上での背景事情・考え方を伝える研修教本とが揃っており、背景事情・考え方については変更箇所も含めて対面での説明・伝達によって担当者レベルまでしっかりと共有する仕組みを設けている。
- 調査実施後に調査の総括として、調査の企画から実施状況を踏まえた課題抽出に至るまでの業務全体を体系的・網羅的に把握できる資料をまとめており、更に次回調査に向けての検討課題は、次回調査の企画の際に検討・対応が行われている。
- システムの民間委託に当たり、情報処理及びセキュリティ関係の知識を持っている人材を確保・育成し、このような人材が仕様書内容の検討を行うことは、意図することを的確に反映させたり、不足に気づく等細部にわたつて行き届いた仕様とすることに資する。

② 本省と地方出先機関等の相互連携

- 本省と地方出先機関等が相互にアクセスできる共有フォルダを設けるとともに、調査対象者ごとの状況がリアルタイムで把握できる電子版名簿を用いて進捗管理をしている。
- 「現場重視」の考え方が担当部内に浸透しており、実施系統の声を的確に反映し、本省と実施系統が密にコミュニケーションを行うなど安心して実施系統が意見を言える環境作りを目指している。
- 実施系統が直面した課題は、統計幹事通知を定め、所定様式で本省へ報告させ、改善の種として活かしている。本省で把握した課題は、調査計画見直し時に統計幹事まで、共有している。課題は、本省と実施系統との間で共有し、組織的に解決することとしている。
- 調査員端末を利用した調査が実施されているところ、次期システムの調査員端末については、調査員の意見を最大限活かせるよう、開発者に対し、ユーザーの要求を明確に伝えるなど、進捗管理や技術的助言を行う業者を有効に活用している。調査員と都道府県、本省との良好なコミュニケーションの確保や、調査員の活動実態が把握できるように設計・開発が進められている。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（2/4）

<マネジメントの改善（続き）>

③ システムの活用による業務効率化の取組

- 一連の業務プロセスについて、システムを活用して進捗管理を実施し、全ての関係者が共有する仕組みになっている。また、進捗管理にとどまらず、実査スケジュールの見直し等にも活用している。
- タブレットを活用したシステムの導入により、従来、対面または電話等で行っていた研修や疑義照会がオンラインで実施可能となり、調査員の活動に必要な事務手続もシステムで行えるようになっている。これらにより、実施系統担当者の業務効率化が図られている。
- 都道府県との情報共有について、通常のメール等に加え、システム内の掲示板機能を活用している。この掲示板機能は、全都道府県を対象とした一斉掲載に加えて、都道府県ごとの掲載や、都道府県からの書き込みもできるなど、双向方向の情報共有が可能なツールを整備している。
- オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）とAPI連携を行い、回答データを表示するシステムを用いて都道府県がリアルタイムで回答状況を確認し調査員に共有することにより、報告者への訪問回数が減少し、調査票の取集事務を効率的に実施している。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（3/4）

<実査の改善>

④ 調査票の改善等

- 調査票の記入要領等が、報告者にとって可能な限り見やすく分かりやすいものとなるよう、民間広報の専門家にアドバイスを求める取組を行っている。
- 電子調査票の導入当初、客体の誤操作（未回答のまま送信）による白紙回答が多かったことの反省を生かして、エラーチェック機能を入れるなど、より良いものとしていくために、段階的にシステムの改善等を確実に進めていることは、アジャイル型行政の好例である。
- 電子調査票は、オンライン調査システムの機能を最大限生かしながら、入力者の記入誤りを防ぐため、桁間違いをしないよう吹き出しを横に出すなどの工夫をしている。
- オンライン調査票の論理チェックについて調査現場から修正意見を吸い上げ、マクロ等のシステムチェックを絶えず改善している。

⑤ オンライン調査の促進

- 非オンライン調査客体について分析し、状況を把握しており、オンライン回答率を100%にすることを目指している。
- 委託業者から報告者への疑義照会時や報告者からの問合せ時等、折に触れてオンライン回答を勧めることは、既存の接触機会を生かし、オンライン回答を自然に促進できるものと考えられる。

⑥ 調査員の教育等

- 「調査員事務打合せ会」や「調査員合同指導会」の開催を通じて、調査員教育が確実に行われている。調査員相互の意見交換の場を設け、相互研鑽による調査員の能力向上を図ったり、調査員から受けた意見を調査の企画等に反映させている。
- 調査員の業務内容をマニュアル類で定めるとともに、採用後も定期的に能力を評価する仕組みを整備している。

II 令和6年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例** の主な事例（4 / 4）

<審査・集計の改善>

⑦ 調査票データの保存

- 調査票データだけでなく、データ訂正の経緯・理由の詳細等と共に保管しており、この取組はトレーサビリティの観点から、後々の検証や問題発生時の対応に役立てることができる。

<公表・提供の改善>

⑧ 調査結果の公表

- 利用者からの問い合わせに関して、統計表の掲載場所や照会の多い用語の定義などについて正確かつ迅速に回答するため、照会対応マニュアルを作成しており、組織的にノウハウを共有、引継いでいる。
- 公表マニュアルに対応する詳細な作業チェックリストが存在し、工程管理が確実に行われている。

<全体的な取組等>

⑨ その他の改善取組

- 調査票データや集計データの審査は本省及び実施系統において「チェックリスト」に基づき実施するとともに、身近な事例を業務改善に結びつけることを目的として実施系統においてもチェックリストへの項目追加が可能になっている。これはPDCAサイクルを自主的・主体的に実施している。
- 令和5年度に実施した統計作成プロセス診断における助言を省内で他調査にも展開・反映している。

III 今後の予定

■ 令和7年度以降の予定

- 第IV期統計基本計画の別表（今後5年間に講ずる具体的施策）において、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うこととされている。
- 令和7年度は、11基幹統計調査（7府省）の診断を実施予定
- 令和9年度までに、全50基幹統計調査の診断を終えることを目指して実施

(参考) 統計作成プロセス診断実施・予定期数

年度	実績（予定期数）
令和5年度	4
令和6年度	9
令和7年度	(11)
令和8年度・9年度	(26)
計	13 (50)

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月 統計委員会建議）

総合的対策（令和元年12月 統計改革推進会議 統計行政新生部会）

第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月 変更、閣議決定）

統計の作成府省は、統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

令和2年11月～ 要求事項等の検討開始（統計作成プロセス部会の下に要求事項等検討タスクフォースを設置し検討）

タスクフォース運営に当たっての基本方針（令和3年1月14日）

「第三者監査」は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動であり、第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった（ネガティブ）イメージではなく、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組であり、「統計作成プロセス診断」とも位置付けられる。また、統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するものである。

※ 令和3年10月～診断の試行実施（5調査）

公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月 統計委員会建議）

建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」を令和4年度に先行実施。

業務マニュアルの整備状況等の診断が的確に実施されるよう「要求事項」を改定。「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施。その際、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。⇒ 第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月 閣議決定）

※ 令和4年11月～診断の先行実施（3調査）

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）（令和5年7月 総務省政策統括官（統計制度担当）決定）

統計作成プロセス診断の「要求事項」「方針」について、部会審議を経て、委員会了承（令和5年6月）後、総務省において決定

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク） [抄]

5 統計作成プロセス診断の実施方法等
(実施時期)

(令和5年7月28日総務省政策統括官（統計制度担当）決定)

統計作成プロセス診断は、個々の統計について、統計作成府省によるPDCAサイクル実施のどの段階にあるかを踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施する。

具体的には、統計作成府省が点検・評価(=C)を行い、当該点検・評価結果の決定に当たって統計幹事の了承を得るまでの間に実施することを基本に、統計作成府省における点検・評価実施計画を踏まえ、総務省が診断の実施計画を策定・更新する。

PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン [抄]

5. 各府省による点検・評価の実施方法等
(7) 点検・評価の計画的な実施

(令和5年7月28日統計行政推進会議改定申合せ)

- 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。(略)
- 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。(略)

公的統計の整備に関する基本的な計画 [抄]

(令和5年3月28日閣議決定。計画期間：令和5～9年度)

別表 今後5年間に講ずる具体的な施策 (抄)

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) PDCAサイクルの定着	67	<p>○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「<u>統計作成プロセス診断</u>」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。</p>	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。